

新潟市発達障がい児者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障がい児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障がい児者」という。）への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「新潟市発達障がい児者支援地域協議会」（発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する発達障害者支援地域協議会であり、以下「協議会」という。）を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図る。

(所掌事務)

第2条

- (1) 発達障がい児者支援に対する関係機関等の連携に関すること。
- (2) 発達障がい児者支援に関する情報共有に関すること。
- (3) 発達障がい児者支援に関する研修、啓発等に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた体制整備について協議が必要な事項に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関等をもって組織する。ただし、必要に応じて見直すことができる。

2 協議会の事務局は、新潟市福祉部障がい福祉課と新潟市発達障がい支援センターJOINに置く。

(会議)

第4条 協議会には、関係機関連絡会議、支援担当者会議を置く。

2 関係機関連絡会議には座長を置く。座長は協議会の構成員の内、障がい福祉課長が指定した者とする。

3 座長は関係機関連絡会議の議事進行を行う。

4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、その会に限り、協議会の構成員の内、障がい福祉課長が新たに指定した者がその職務を代理する。

(関係機関連絡会議)

第5条 関係機関連絡会議は別表第1に掲げる関係機関等の実務代表者で構成する。

2 関係機関連絡会議は次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の基本的な運営方針について
- (2) 発達障がい児者等の支援に関わる情報交換及び連携による支援について
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

3 関係機関連絡会議は原則として年1回開催する。

4 関係機関連絡会議は障がい福祉課長が招集する。

5 障がい福祉課長は、第2項各号に取り組む上で、必要があると認めるときは、別表第1に掲

げる機関以外の関係者の出席を求め、発達障がい児者支援に関する情報の提供、意見の陳情その他必要な協力を求めることができる。

6 関係機関連絡会議の内容は、特定の法人や個人の情報を取り扱う場合があるため、原則非公開とする。

(支援担当者会議)

第6条 支援担当者会議は、別表第1の関係機関の内、個別支援に関わりのある関係機関等の支援担当者で構成する。

2 支援担当者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 関係機関等の活動状況等の情報交換について

(2) 発達障がい児者支援に対する関係機関等の連携方法について

(3) 発達障がい児者支援に関する研修、啓発等について

(4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

3 支援担当者会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

4 支援担当者会議は、障がい福祉課長が招集する。

5 障がい福祉課長は、第2項各号に取り組む上で、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる機関以外の関係者の出席を求め、発達障がい児者支援に関する情報の提供、意見の陳情その他必要な協力を求めることができる。

6 支援担当者会議の内容は、特定の法人や個人の情報を取り扱う場合があるため、原則非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員及び第6条5号の規定により会議に出席した者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知れた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第8条 会議の庶務は、新潟市福祉部障がい福祉課と新潟市発達障がい支援センターJOINが連携して行う。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

	所属・団体	分野等
1	NPO法人にいがた・オーティズム	保護者団体
2	新潟いなほの会	保護者団体
3	社会福祉法人 いぶきサポート協会	社会福祉法人
4	社会福祉法人 新潟太陽福祉会	社会福祉法人
5	新潟県はまぐみ小児療育センター	福祉・医療機関
6	新潟大学医歯学総合病院	医療機関
7	新潟市こころの健康センター	保健
8	新潟市こども家庭課	福祉・保健
9	新潟市児童発達支援センターこころん	福祉
10	新潟市児童相談所	福祉
11	新潟市幼保支援課	福祉
12	新潟市中央区役所健康福祉課	福祉
13	新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉	福祉
14	新潟市障がい者基幹相談支援センター西	福祉
15	新潟市特別支援教育課	教育
16	新潟市特別支援教育サポートセンター	教育
17	新潟市若者支援センターオール	教育
18	新潟県立江南高等特別支援学校	教育
19	新潟市障がい者就業支援センター こあサポート	労働
20	障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ	労働
21	新潟公共職業安定所	労働
22	新潟障害者職業センター	労働
23	新潟市障がい福祉課	事務局
24	新潟市発達障がい支援センターJOIN	事務局